



タイトル「**2024年度危機管理学部(公開用)**」、フォルダ「**危機管理学部**」
シラバスの詳細は以下となります。



科目ナンバー	RMGT2331		
科目名	犯罪と法 I		
担当教員	上野 幸彦		
対象学年	2年,3年,4年	開講学期	前期
曜日・時限	月 4		
講義室	1310	単位区分	選必
授業形態	講義	単位数	2
科目大分類	専門		
科目中分類	専門基幹		
科目小分類	専門基礎		
科目の位置付け（開発能力）	■ D Pコード-学修のゴールを示すディプロマポリシーとの関連 D P 1－E〔学識・専門技能〕専門分野にかかる理論知と実践知を獲得し利用することができる。 D P 3－H〔論理的思考力・批判的思考力〕理路整然とした思考を備えつつ、偏りを排除するための内省をもって、問題・課題を合理的に解決することができる。 D P 4－I〔理解力・分析力〕文章表現、数値データを適切に扱いつつ、情報の収集と取舍選択、分析と加工を有効かつ円滑に行い、課題の解決につなげることができる。 ■ C Rコード 学修を通じて開発するマインドセット・ナレッジ・スキルを示すコモンルーブリック（CR）との関連 E 1 学識と専門技能（50%） H 1 論理的思考（15%） H 2 批判的思考（10%） I 1 理解・分析と読解（15%） I 3 情報分析（10%）		
教員の実務経験	なし		
成績ターゲット区分	■能力開発の目標ステージとの対応 2進行期～3発展期		
科目概要・キーワード	刑法総論にあたる内容を中心に、刑法の意義、刑罰の目的、近代刑法の基本原則、犯罪の成立要件、刑の適用などの事項を講じます。解釈学を主としつつ、近年の刑事立法の動向などを踏まえ、現代社会における刑法の機能についても言及するなどして、現実の社会や犯罪と刑法との関わりを自ら考えることができるようになることを目標とします。特に刑法の秩序維持機能や社会防衛論をめぐる議論、あるいは危険社会と刑法といった今日的テーマについても言及します。また、多くの判例を紹介することによって、刑法理論が具体的なイメージとして現れるようにします。 授業形態は講義形式により行います。なお、授業を補完・代替するためオンライン授業（オンデマンド型）を取り入れます。 ■キーワード 刑罰、刑法、犯罪の抑止、社会秩序の維持、人権保障		
授業の趣旨	■副題 刑法上の一般的な犯罪の成立要件に関する基本的な考え方を学び、一般的な犯罪の成否について、体系的、分析的に判断を行うプロセスを理解し、刑罰法規の解釈・適用の特徴を探究しましょう。 ■授業の目的 社会的事象に対して、刑罰法規を解釈して適用する際、その事実関係に犯罪の成立が認められることを前提としていますが、ここでは、一般的な犯罪の成立要件を中心に検討します。刑法上の犯罪とは、どのような概念要素によって成り立ち、具体的にどのような場面で問題となるのかを裁判例を通じて学び、刑法解釈の実像に触れながら、刑法の基本的な考え方や刑法解		

	釈の合理性・妥当性について理解することを、この授業の目的としています。 ■授業のポイント 刑法は、刑罰を通じたソーシャル・コントロールの手段であり、社会秩序の維持や社会の安全を確保する重要な機能を担っています。このような機能を適切に果たし、人びとの安全に寄与するため、社会状況の変化に対応して刑事規制の対象も変わってきます。こうした刑法の社会的役割を認識しながら、他方で、刑罰手段を行使することの正当性についても念頭に置く必要があります。そして、刑法は、人びとの自由・人権を保障する機能も担っていますので、刑罰権の濫用を防ぐために、客観的で合理性の高い刑罰法規の解釈、適用が求められます。刑法を学ぶと、他の法分野と比較して、体系的や概念の緻密性が高いと感じるかもしれません。しかし、これには理由があることなのです。刑法の目的・機能をつねに意識しながら、刑法の解釈・適用について考えましょう。	
総合到達目標	【一般総合目標】 犯罪と法に関する一般的な学識を涵養し、犯罪と国家と法の相互関連を適切に認識するため、刑法の基本的な考え方を身に付け、法律的な意味における一般的な犯罪の成立について、刑罰法規を解釈し適用する能力を修得する。 【個別行動目標】 ■社会に生起する事象に関して、刑法の知見に基づいて分析し、説明することができる。（第1・2回、4回～13回） ■社会的事実に対して、刑罰法規の解釈を通じてその適用を図り、一定の結論を導くことができる。（第3回～15回） ■具体的な刑事裁判例に当たり、当事者の主張における法的根拠を比較し、評価することができる。（第4回～第15回） ■実際の判例情報を分析し、争点に対する裁判所の判断を確認することにより、将来の裁判所の判断について予測できる。（第3回～15回） ■現代社会の変化にともなう刑法の課題について、具体的に指摘することができる。（第12回～15回）	
成績評価方法	■小テスト5回（30％）：適用ループリック E1 （評価の観点）基礎的な知識や考え方が適切に理解されているかどうかを測定するため、選択式によるテストを行います。 （フィードバックの方法）実施後に、授業の中で、解説を行います。 ■レポート課題4回（40％）：適用ループリック H1・H2・I1・I3 （評価の観点）裁判例や具体的事例について、当該事実関係に基づいて、論点が的確に把握され、解釈を通じて合理的な結論（罪責）が適切に導かれているかどうかという観点から、罪責について論述したレポートの評価を行います。 （フィードバックの方法）授業の中で、刑法上のポイントについて指摘し、結論（罪責）に至る道筋について解説するとともに、裁判例なども併せて紹介します。 ■リアクション・ペーパー5回（30％）：適用ループリック E1・H1・I1 （評価の観点）授業内容に関する知識、理解のレベルについて測定します。 （フィードバックの方法）授業時に、解説を行います。	
履修条件	特になし	
履修上の注意点	■「六法」は携行するようにしてください。	
授業内容	回	内容
	1	①授業テーマ 犯罪、刑罰そして法 ②授業概要 まず、これからこの授業で学習の対象とする「犯罪」、「刑罰」とは何かについて、法律の規定も参照しながら明らかにします。そして、刑罰（刑事制裁）の対象となる犯罪と、これ以外の場合とを区別し、両者の効果や手続き上の違いについて説明し、法律上の犯罪および刑罰の概念について学びます（E1）。 受講者は、刑法上の犯罪概念について理解し、説明することができるようになる（E1）。 ③予習（120分） 教科書3頁～7頁、「刑法」第2章（第9条～第21条）を参照し、法律上の刑罰の種類とその内容を、ノートに記入する。 ④復習（120分） （1）犯罪行為と不法行為について、法律上の効果および実現手続の違い、（2）道路交通法上の「反則金」、独占禁止法・金融商品取引法上の「課徴金」というサンクションについて、処分権限者およびその手続きについて調べる。
	2	①授業テーマ 罪刑法定主義 ②授業概要

	罪刑法定主義という近代刑法の基本原則が成立した背景やその意義を明らかにするとともに、その内容の展開について説明します（E1）。そして、これを争点とする具体的な事件を取り上げて、法律上の争点や裁判所の判断について考えます（H1,H2・I1）。 受講者は、罪刑法定主義という刑法の基本原則について理解し、説明することができるようになり（E1）、さらに、これに関連する判例について批判的に検討し、問題点を指摘できるようになる（H1・H2・I1）。 ③予習（120分） 福岡県青少年保護育成条例事件に関する最高裁判所昭和60年10月23日大法廷判決にアクセスし、（1）事実関係、（2）争点、（3）法廷意見、（4）反対意見の概要について理解しておく（なお、佐伯仁志「刑罰法規の明確性・広汎性」山口厚ほか編『刑法判例百選Ⅰ総論 第7版』（有斐閣・2014年）6－7頁など参照）。 ④復習（120分） 罪刑法定主義の内容を整理するとともに、上記事件の最高裁判所法廷意見に対する当否について検討し、各自ノートに論評を記入する。
3	①授業テーマ 刑法の適用範囲 ②授業概要 国家主権の下で、当該国の主権が及ぶ範囲で自国の刑法が効力を有するのが原則です。しかし、刑法の適用において、犯罪地を問わず自国民に適用したり、自国の法益を保護するために犯罪地・国籍を問わず適用を図ったり、さらに一定の犯罪については国籍、犯罪地の如何を問わずに、各国の法律を適用可能とする立法例もあります。今日におけるグローバルな犯罪現象への対応の問題とも関連させ、日本の刑法の適用範囲について、刑法の規定によりながら説明し、日本の裁判所が刑法に準拠して裁判できる対象（範囲）を明らかにします（E1・I1）。 受講者は、刑法の適用範囲について理解し、犯罪地、国籍、事項をめぐる刑法の適用基準を知り、具体的に刑法の適用の有無について説明できるようになる（E1・I1）。 ③予習（120分） 教科書8・9頁の〈スタディ・ケース〉の問題の答えをチェックしながら、事前に配布された問題について解答する（授業の中で解説する。）。 ④復習（120分） ポータル上の「小テスト（第1回）」に解答する。（解説は、次回の講義時に行う。）
4	①授業テーマ 犯罪の一般的成立要件と構成要件の要素 ②授業概要 刑法上の犯罪とは、「構成要件に該当する、違法かつ有責な行為」である。構成要件該当性が最初の要件であり、これに該当しない限り、犯罪とは認められず、処罰の対象となることはありません。そこで、刑法典に規定されている条文に基づき、構成要件上、犯罪概念の要素としてどのようなものが記述されているのかについて分析します（E1・I1）。これにより、犯罪を構成する構成要件の要素を確認し、当該犯罪の典型的特徴を把握することが可能となります。このことは、犯罪の成否を判断するうえでも重要です。構成要件上必要とされる要素の具備が、どのような問題と関連しているのかという点についても学びます。なお、授業の冒頭で、前回課されていた「小テスト」の解説を行います。 受講者は、構成要件に規定されている要素について分析でき、構成要件上要求されている各要素について説明できるようになる（E1・I1）。 ③予習（120分） 教科書20頁～24頁を参照しながら、事前に配布されたシートの空欄を埋めて準備する（これにつき、授業の中で説明を行う。）。 ④復習（120分） 持参したシートの誤りをチェックして、適切なものに完成させる。
5	①授業テーマ 行為とは何か―不作為犯を中心に― ②授業概要 一般に意思にもとづく身体の動静を「行為」といいます。積極的な動作が作為であり、消極的な態度が不作為です。刑法が保護する利益の侵害は、通常、作為によってもたらされる場合が多いのですが、構成要件によっては、「退去しない」「保護しない」等というように不作為を明示して処罰対象としている場合があります（真正不作為犯）。さらに、構成要件の実現が作為によることを一般に予定している場合であっても、不作為によって実現される場合がありますが、判例および理論上、認められています（不真正不作為犯）。ここでは、不作為による構成要件の実現の問題について、犯罪結果が不作為者に帰属できる根拠とそのための要件を学ぶ（E1）とともに、実際に裁判例で問題となった事案について分析し（H1・H2・I1・I3）、不作為犯の成否について考えます。 受講者は、不作為犯の成立要件について理解し、不作為犯の成否について具体的な結論

	を導くことができるようになる（E1・H1・H2・I1・I2）。 ③予習（120分） 教科書24頁～26頁を参照したうえ、最高裁判所平成17年7月4日決定（いわゆるシャクティバット事件）を読んで、（1）事案の概要、（2）裁判上の争点、（3）最高裁の判断とその根拠について分析、整理しておく。 ④復習（120分） 不真正不作为犯の成立を認めた裁判例の傾向を分析したうえ、（1）上記判例が不作为による殺人を認めるために考慮した事情を整理し、（2）それらの事情が不真正不作为犯の成立要件とどのように関連しているのかについて検討し、ノートに記入する。
6	①授業テーマ 因果関係 ②授業概要 構成要件は、一定の法益を保護するために法益の不良変更という事態が惹起されたことにより充足されるが、いうまでもなく行為者の行為によって当該事態が招来されたこと、すなわち因果関係の存在が必要です。犯罪の成立にとって必要な、結果を行為に帰属させるための客観的な条件である因果関係について学びます（E1）。さらに、因果関係が問題となった代表的な裁判例を対象に、判例の考え方を明らかにしながら（I1,I3）、刑法上の因果関係、結果に対する客観的な帰属について考えます（H1,H2）。 受講者は、犯罪の成立に必要とされる因果関係について理解し、判例の分析を通じて、具体的な事案に対する因果関係の成否について判断し、結論を導くことができるようになる（E1・H1・H2・I1・I3）。 ③予習（120分） 教科書28頁～30頁を参照しながら、事前に配布された事例問題について解答する（授業の中で、解説する）。 ④復習（120分） ポータル上の「小テスト（第2回）」に解答する。（解説は、次回の講義時に行う。）
7	①授業テーマ 違法性（1）—一般的正当化事由— ②授業概要 構成要件は社会的に許されない行為を典型的に定めたものであるから、構成要件に該当すれば、一般的には違法といえるでしょう。しかし、刑法典は、第35条で法令に基づく行為や正当な業務行為につき、違法性を阻却する事由として規定しています。さらに、具体的なケースにおいて、実質的な観点から法秩序違反性が認められない場合もあります。こうした様々な一般的正当化事由について、刑法上の実質的な違法性概念を踏まえながら、構成要件に該当し得る場合であっても、正当として許容される場合について説明します（E1）。さらに、違法性阻却が問題となった代表的な裁判例について検討します（H1,H2,I1,I3）。 受講者は、刑法第35条の適用について理解し、犯罪の成否に係る同条の適用の有無について判断し、具体的な結論を導くことができるようになる（E1・H1・H2・I1・I3）。 ③予習（120分） 教科書31頁～37頁を参照したうえ、最高裁平成21年12月7日決定（川崎協同病院事件）にアクセスし、（1）事実関係、（2）裁判上の争点、（3）最高裁の決定要旨について整理する。これを、レポート【NO.1】として授業時に提出する。 ④復習（120分） 安楽死・尊厳死に関与する医師の行為に対する刑事責任の問題につき、名古屋高裁昭和37年12月22日判決、横浜地裁平成7年3月28日判決、そして上記最高裁決定に基づきながら、違法性が阻却されるための要件を整理したうえ、安楽死・尊厳死の是非について検討し、ノートにまとめる。
8	①授業テーマ 違法性（2）—緊急的正当化事由— ②授業概要 緊急状況下での正当化事由として、刑法は、正当防衛（第36条）と緊急避難（第37条）を規定しています。両者の基本的な構造の違いを分析したうえで、それぞれの要件の異同について整理します（E1・H1・H2・I1・I3）。 受講者は、刑法第36条及び第37条の適用について理解し、犯罪の成否に係る両条の適用の有無について判断し、具体的な結論を導くことができるようになる（E1・H1・H2・I1・I3）。 ③予習（120分） 教科書37頁～40頁を参照しながら、事前に配布された事例問題に解答する（授業の中で解説する。）。

	④復習（120分） ポータル上の「小テスト（第3回）」に解答する。（解説は、次回の講義時に行う。）
9	①授業テーマ 責任能力 ②授業概要 刑事責任を問う前提としての判断能力について説明します（E1）。刑法は、「心神喪失」を責任無能力（第39条第1項）、「心神耗弱」を限定責任能力（同条第2項）と定めており、それらの意義および効果について学びます。さらに、犯行当時、責任能力に問題があったとしても、それ以前の正常な状態時に犯罪結果の発生を予見していたり、予見可能であった場合に刑事責任を問う余地も生じる（原因において自由な行為）のですが、この問題について、具体的な裁判例に基づきながら分析し、責任主義との関係における課題について考えます（H1・H2・I1・I3）。なお、授業の冒頭で、前回課されていた「小テスト」の解説を行います。 受講者は、刑法上の責任能力について理解し、犯罪の成否に係る責任能力の有無について判断し、具体的な結論を導くことができるようになる（E1・H1・H2・I1・I3）。 ③予習（120分） 教科書40頁～44頁を参照しながら、事前に課された事例について、その罪責を検討し、レポート【NO.2】として授業時に提出する（授業の中で、解説する。）。 ④復習（120分） 上記の事例について、再度検討し、（1）どのような結論があり得るのか、（2）それぞれの結論を採る場合に、どのような問題点が存在しているのかをチェックしたうえで、もっとも妥当な結論について考察し、ノートにまとめる。
10	①授業テーマ 故意犯と錯誤 ②授業概要 行為者の認識（内容）と犯罪結果とがくい違っている場合に、発生した結果に対する故意犯の責任を問えるのかという問題が提起される。このような錯誤を類型化したうえで、認識と現実が生じた事態との間に、どの程度の共通性ないし一致性があれば、故意犯の成立を認めることができるのかについて検討します。 受講者は、錯誤の諸類型に基づく結果に対する故意責任の成否に関する学説・判例を理解し、錯誤事例における故意の成立について判断し、具体的な結論を導くことができるようになる（E1・H1・H2・I1・I3）。 ③予習（120分） 教科書44頁～48頁を参照しながら、事前に配布された事例問題に解答する（授業の中で解説する。）。 ④復習（120分） ポータル上の「小テスト（第4回）」に解答する。（解説は、次回の講義時に行う。）
11	①授業テーマ 過失犯罪 ②授業概要 刑法は故意犯処罰を原則とし、過失処罰を例外としていますが、実際の事件数では圧倒的に過失犯の方が多数を占めています。自動車交通事犯、大規模火災事犯をはじめ、薬害事犯等を素材にしながら、実務上の処理と過失犯の構造について学び（E1）、高度化された現代社会における刑事上の過失責任について考えます（H1,H2,I1,I3）。なお、授業の冒頭で、前回課されていた「小テスト」の解説を行います。 受講者は、過失犯の成立要件について理解し、具体的事例における過失犯の成否について判断し、具体的な結論を導くことができるようになる（E1・H1・H2・I1・I3）。 ③予習（120分） JR西日本福知山線脱線転覆事件に関する最高裁判所平成29年6月12日決定にアクセスして、（1）被告人である経営幹部（代表取締役など）の刑事過失責任が否定された理由を示し、企業活動に伴う人身被害につき、経営幹部の刑事責任を問題とする場合に、その管理・監督過失の具体的な内容と過失認定のポイント、（2）被害の再発防止というリスクマネジメント上の対策と刑事責任との関連について分析を行い、レポート【NO.3】として授業時に提出する（授業の中で解説する。）。 ④復習（120分） リスク対策と過失刑事責任の追及との関連性について考察する。
12	①授業テーマ 犯罪実現のプロセス ②授業概要 構成要件的結果が発生するに至るプロセスを対象として、それぞれの段階の可罰性について考察します。構成要件は通常、行為に基づいて構成要件の結果が実現されることにより充足されます。構成要件の結果を（直接）実現する行為を実行行為といいます。実行行為が行われても、結果の招来には至らなかった場合が未遂であり、これを処罰す

	る規定が存在する場合に限って可罰的です。さらに、実行行為以前の段階としては、予備・陰謀が規定されています。このような犯罪遂行のプロセスに着眼して、刑事規制の段階的対象について学び（E1）、犯罪実現の進行プロセスにおける犯罪化のレベルについて考えてみましょう。 受講者は、「予備・陰謀」、「未遂」、「既遂」という犯罪実現の進行プロセスに関する理解を通じて、犯罪化の段階について分析・判断を行って、具体的な結論を導くことができるようになる（E1・H1・H2・I1・I3）。 ③予習（120分） 教科書50～51頁を参照しながら、事前に配布された事例問題に解答する（授業の中で解説する。）。 ④復習（120分） 2017年に新設された組織犯罪処罰法6条の2の規定について、教科書111頁を参照しながら、犯罪実現のプロセスという観点から、どのように位置づけることができるのかを分析して、ノートにまとめる。
13	①授業テーマ 複数人の関与と刑事責任 ②授業概要 構成要件は、通常、単独犯を予定して類型化されています。しかし、実際には、犯罪の実現に複数人が関与している場合が少なくありません。これについて、刑法は、共同正犯（第60条）、教唆犯（第61条）、幫助犯（第62条）を定めて規律しています。これらの共犯（広義）の意義を明らかにしながら、判例が採用する共謀共同正犯、身分犯における非身分者の加功、過失犯と共犯など、共犯をめぐる諸問題について学びます（E1・H1・H2・I1・I3）。 受講者は、犯罪に複数人が関与した場合につき、関与者の罪責を適切に判断し、罪責を導き出すことができるようになる（E1・H1・H2・I1・I3）。 ③予習（120分） 教科書57・58頁を参照したうえ、Winny事件に関する最高裁平成23年12月19日決定にアクセスし、（1）事件の概要、（2）刑法上の論点、（3）これに対する最高裁の判断について理解しておく。 ④復習（120分） ポータル上の「小テスト（第5回）」に解答する。（解説は、次回の講義時に行う。）
14	①授業テーマ 事例分析（1） ②授業概要 具体的な設例について検討し、刑法総論上のポイントを確認しながら、刑法の解釈・適用について検討します（I1,I3,H1,H2）。なお、授業の冒頭で、前回課されていた「小テスト」の解説を行います。 受講者は、具体的な事例について、刑法上の犯罪の成否について分析し、その罪責を導くことができるようになる（E1・H1・H2・I1・I3）。 ③予習（120分） 事前に指示された事例について検討し、その罪責をペーパーにまとめて授業時に持参し、レポート【NO.4】として授業時に提出する（授業の中で、解説する。）。 ④復習（120分） 上記事例について、授業での説明に基づいて、再チェックを行い、適切な答案を完成させる。
15	①授業テーマ 事例分析（2） ②授業概要 具体的な設例について検討し、刑法総論上のポイントを確認しながら、刑法の解釈・適用について検討します（I1,I3,H1,H2）。授業の前半で、前回実施した授業内テストの解説を行います。 受講者は、具体的な事例について、刑法上の犯罪の成否について分析し、その罪責を導くことができるようになる（E1・H1・H2・I1・I3）。 ③予習（120分） 事前に指示された事例について検討し、その罪責をペーパーにまとめる（授業の中で、解説する。）。 ④復習（120分） 上記事例について、授業での説明に基づいて、再チェックを行い、適切な答案を完成させる。
関連科目	社会安全と法RMGT1402、犯罪と法ⅡRMGT3422、刑事政策RMGT3526
教科書	上野幸彦・太田茂『刑事法入門 第2版』（2023年・成文堂） なお、六法は各自携行するように。

参考書・参考URL	山口厚『刑法 第3版』（有斐閣・2015年）、前田雅英『刑法総論講義 第7版』（東京大学出版会・2019年）、井田良『講義刑法学・総論 第2版』（有斐閣・2018年）、佐伯仁志『刑法総論の考え方・楽しみ方』（有斐閣・2018年）
連絡先・オフィスアワー	■連絡先 開講時に、告知します。 ■オフィスアワー 金曜1限 これ以外の時間についても、メール等による事前のアポイントメントにより、研究室で対応します。
研究比率	■危機管理領域との対応 災害マネジメント5%：パブリックセキュリティ75%：グローバルセキュリティ10%：情報セキュリティ10% ■危機管理学と法学とのバランス 危機管理学10%：法学90%

